

一般社団法人多文化人材活躍支援センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人多文化人材活躍支援センターと称し、英文では、Multicultural Human Resource Active Support Center と表示する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、2か国以上の文化背景を持つ「多文化人材」がその経験や能力、知識、ネットワークを活かし、誰もが生まれた国や在留資格に関係なく活躍でき、平和で幸せに暮らせる社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多文化人材が日本で活躍するための多文化共生事業
 - (2) 多文化人材が母国で活躍するためのソーシャルビジネス創出事業
 - (3) 日本の技術等を生かした開発途上国における国際協力事業
 - (4) 登録支援機関として行う特定技能外国人支援事業
 - (5) 有料職業紹介事業
 - (6) インバウンド促進事業
 - (7) 多文化人材に対する助成金等の給付事業
 - (8) 貿易業に付帯、または関連する一切の事業
 - (9) インターネット等を利用した通信販売業及び卸売業並びに小売業
 - (10) 飲食店の経営
 - (11) イベント、セミナー、ワークショップ、講演会等の企画、運営、管理及び実施
 - (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第3章 社 員

(入社)

第6条 この法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、この法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 社員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 財産及び会計

(財産の構成及び種別)

第12条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会の決議により定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理等)

第13条 この法人の財産の管理及び運用は、理事会の決議により別に定めるところにより、代表理事が行うものとする。

2 基本財産は、社員総会の決議によって別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ社員総会において、特別の利害関係を有する社員を除く社員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第15条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第16条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿

- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第5章 社員総会

(構成)

第17条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第19条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年度事業終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 社員総会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の過半数の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第21条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第22条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当

該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条第1項で定める理事若しくは監事の員数

が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第7章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定又は解職

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることが

できる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第8章 基金

(基金の抛出等)

第40条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(剰余金)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第46条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	POZHYDAYEVA GANNA(ポジダイエヴァ・アンナ)
設立時理事	金武雅美
設立時理事	山路健造
設立時代表理事	山路健造
設立時監事	庄田清人

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第47条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 (非公開・定款原本には記載)

設立時社員 POZHYDAYEVA GANNA(ポジダイエヴァ・アンナ)

住所 (非公開・定款原本には記載)

設立時社員 金武雅美

住所 (非公開・定款原本には記載)

設立時社員 庄田清人

住所 (非公開・定款原本には記載)

設立時社員 山路健造

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人多文化人材活躍支援センター設立のため、設立時社員が次に記名押印する。

令和5年10月12日

設立時社員 POZHYDAYEVA GANNA(ポジダイェヴァ・アンナ)

設立時社員 金武雅美

設立時社員 庄田清人

設立時社員 山路健造